

参考資料

浦安市環境保全条例等施行規則（平成21年規則第42号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

| 改 正 後 | | 改 正 前 | | |
|------------------------|--|------------------|--|--|
| 別表第1（第2条） | | 別表第1（第2条） | | |
| <u>施設の種類</u> | <u>規模又は能力</u> | <u>番号</u> | <u>施設の種類</u> | <u>規模又は能力</u> |
| 廃棄物焼却炉 | 火格子面積若しくは火床面積が1平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上であること。 | 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。） | 日本産業規格B8201及びB8203に定めるところにより算定した伝熱面積が5平方メートル以上であること。 |
| | | 2 | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積若しくは火床面積が1平方メートル以上又は焼却能力が1時間当たり100キログラム以上であること。 |
| 備考 省略 | | 備考 同 左 | | |
| 附 則 | | | | |
| この規則は、令和4年10月1日から施行する。 | | | | |